

介護サービスの負担軽減制度について

●申請・問合せ先 介護保険課介護保険係(本館1階⑧番窓口) ☎72-2111内線452・453

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設や短期入所生活介護を利用する際の食費と居住費(滞在費)の負担が、所得の少ない人にとって過重な負担にならないよう、所得に応じた負担限度額を設けることにより、サービス利用者の「負担の軽減」を図っています。

8月から介護保険負担限度額認定の内容が一部変更されます

介護保険サービスの利用者負担段階の判定に用いる収入は、現在は課税年金(老齢年金など)収入のみが対象となっていますが、8月からは非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も対象になります。これにより、現在、利用者負担段階が第2段階の人で、非課税年金を一定額受給している場合、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

居住費・食費の自己負担限度額(一日あたり)

利用者負担段階	対象者	居住費(滞在費)				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記の区分以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内の金額は、特別養護老人ホームまたは短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合の額です

軽減を受けるためには毎年申請が必要です

- ①「介護保険負担限度額認定申請書」を記入し、介護保険課へ申請
 - ②市から送付される「介護保険負担限度額認定証」を施設へ提示
- ※負担限度額の認定期間は、申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです

【対象施設】

- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

高額介護サービス費の支給について

1か月に支払った介護サービスの利用者負担額(1割または2割)の合計が、下表の限度額を超えた場合、超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。
対象者には、申請書を送付しますので、手続きを行ってください。

介護サービスの利用者負担限度額(月額)	
区分	限度額
生活保護受給者	15,000円(個人)
世帯全員が住民税非課税で ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
世帯全員が住民税非課税で上記の区分以外の人	24,600円(世帯)
住民税課税世帯の人	37,200円(世帯)
現役並み所得者相当の人がいる世帯 (同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の人がいる世帯)	44,400円(世帯)

下記のいずれかに該当する場合は、市にあらかじめ申請することで「住民税課税世帯の人」と同様の限度額となります

- ①単身世帯で収入が383万円未満
- ②65歳以上の人が2人以上いる世帯で収入の合計が520万円未満

※適用期間は7月31日までで、毎年申請が必要です